

三保飛行場に係る遺産影響評価について

1 要 旨

構成資産「三保松原」の緩衝地帯にある離着陸用滑走路（通称：三保飛行場）の利活用にあたり、遺産影響評価部会において、一次影響評価を実施したため報告する。

2 事業の概要

区 分	内 容
事業計画地	構成資産「三保松原」緩衝地帯（静岡県静岡市清水区三保）
事業 者	静岡市
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 44（1969）年に日本飛行連盟が三保飛行場を整備 ・近年維持管理が難しくなっていたが、多面的な地域振興に有効性が見込まれることから、静岡市が主体となって利活用を進める ・当面は新たな整備は行わず、事故及び災害等の緊急時における離発着や訓練機能を回復させるほか、松林や海岸の保全、新たな次世代エアモビリティ開発のテスト飛行等を実施する ・上記の実績を参考に、更なる有効活用に必要な機能や、効率的な管理運営体制などについて検証し見直していく
結 論	レベル 1（顕著な普遍的価値に影響なし、無視できる程度の変更／僅か）
理 由	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代モビリティの活用により災害発生時の空輸物資受入等の防災面でのメリットが見込まれる ・格納庫等は周辺景観と調和する色彩とし、松林と同等以下の高さにする ・定点観測地点から格納庫等は視認できない ・現時点の検討段階においては、高頻度の利用が想定されない ・継続的に利用状況や周辺地域への影響のモニタリングを行い、試験的な利用期間を経て本格的な利用用途を確定させる際には、必要に応じて再度HIAを実施する

3 遺産影響評価部会の開催

令和 7 年 10 月 31 日に部会を開催し、上記内容のとおり承認された。

4 今後の対応

来年度以降、飛行場の利用状況や格納庫設計について遺産影響評価部会へ報告する。